

# 農業だより

新庄市農林課

☎0233-29-5835

Fax.0233-22-0989

## 令和5年度 担い手確保・経営強化支援事業 要望調査を実施します

省力化技術の導入による将来の労働力不足に対応する取組や、化石燃料・化学肥料の使用量の低減を図る取組など意欲的な取組により、経営構造の転換・経営発展を図ろうとする担い手が、融資を活用するなどして農業用機械・施設を導入する際、補助金を交付することにより、主体的な経営確立を支援するものです。取り組み内容がポイント化され、上位から事業採択されます。

### 対象者

人・農地プランに位置付けられた中心経営体である認定農業者・認定就農者・集落営農組織

上の要件に合致しない方でも、次のいずれかに該当する方は、「市が認める者」として対象になる場合があります。

- 市内の認定農業者の平均所得のおおむね8割以上の所得がある方
- 中心経営体または認定農業者である方

10年後の農業経営の継続意向(経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等)が明確になっている方

※過去に本事業及び類似事業(経営体育成支援事業等)を実施した方は、原則として当該事業の成果目標の達成(必須目標以外はおおむね達成)が確認されている場合に対象となります。ただし、目標年度の翌年度以降であって、新たに実施する機械などの導入により、過去目標項目の目標値を上回ることが確実に認められる場合は、この限りではあません。

※「市が認める者」以外の対象者は、融資を受けることが必須要件です。

### 対象事業

- 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械などの改良または取得

- 農地などの改良または造成

### 事業の例

- トラクター・田植機・コンバインなどの農業用機械の取得
- 乾燥調製施設(乾燥機)・集出荷施設(選果機)・農畜産物加工施設(加工設備)などの設備の取得
- ビニールハウスの整備
- 畦畔の造成、明渠・暗渠の整備など

※導入する機械などは、次の基準を満たす必要があります。

- 計画する経営規模等に照らして過剰な能力・規模ではないこと
- 事業費が整備内容ごとに50万円以上
- 原則として、新品時の法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下(中古機械などは、使用可能年数が2年以上のものであって一定の要件を満たすもの)
- 原則として、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと
- 後述の成果目標の達成に直接に関連するものであること
- 同種・同能力のものの再度導入など(いわゆる単純更新)ではないこと
- 園芸施設共済、農機具共済の加入など、気象災

害などによる被災に備えた措置がされること(耐用年数の期間、通年で加入する必要があります)

- 「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」への準拠
- API連携環境の整備(トラクター、コンバイン、田植機を導入する場合)
- 飼養衛生管理基準の順守(家畜の増頭・農場の規模拡大を図る目的で機械などを導入等する場合)

※農地改良や造成などで加入できる農業共済や保険がない場合は、修繕・再取得に向けた積立を行うなど、被災に備えた措置を行う必要があります。

### 補助率

2分の1以内

### 補助上限額

- 法人 ..... 3,000万円
- 法人以外 ..... 1,500万円
- 対象者のうち「市が認める者」 ..... 100万円

### 補助金額の算出方法

次の①～③の方法で算定した額のうち、最も低い額が補助されます。

- ①:[事業費(見積額など)]×[2分の1]
- ②:機械などの導入に当たり融資を受ける額
- ③:[事業費]－[融資額]－[地方公共団体などによる助成額]

### 成果目標

次の項目について、令和4年度を現状とし、令和5年度から令和7年度までの目標を年度ごとに設定していただきます。

#### 令和4年度が現状…?

現在は令和5年度ですが、制度上は令和4年度が現状となり、令和5年度が1年目となるそうです。本交付金により導入する機械などは令和5年度の耕作に寄与するものではありませんので、実質的には令和6年度と令和7年度の2年間で成果目標を達成する必要があります。

成果目標の設定や達成状況の確認時には、現状値や達成状況を「客観的に確認できる資料」を提出する必要があります。以下、目標の概要とあわせて【確認資料】として代表的なものを列挙しますので、ご確認ください。

### 必須目標 - 付加価値額の拡大

付加価値額は、[収入総額]－[費用総額]＋[人件費]で算出します。「市が認める者」以外の方は1割以上、「市が認める者」は現状よりもわずかでも拡大することが求められます。

【確認資料】 所得税青色申告決算書(農業所得用)の損益計算書、収支内訳書(農業所得用)、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書 など

### 選択目標

次の項目から、任意に目標設定します。

#### □ 経営面積の拡大

利用権の設定(農地の貸借)や農作業の受託をして、令和5年11月13日時点での経営面積から拡大を行う。

【確認資料】 利用権の設定による拡大の場合は、市農業委員会が管理する「農地台帳」や、春に提出いただく「水稻生産実施計画及び営農計画(兼確認野帳・助成金申請書)兼水稻共済細目等変更届出書」(いわゆる細目書)で確認しますので、確認資料の提出は不要です。農作業受託による拡大の場合は、農作業受託契約書などが必要です。

#### □ 農産物の価値向上

令和2年4月1日から令和5年11月13日までに、新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工または販売への取り組み、有機JASの認証取得などにより、農産物の価値向上を行った、または令和7年度までに行う。

【確認資料】 営農、栽培加工販売の実態を証する書類、有機JAS等の認証を証する書類、取り組みの実践に必要な諸資材などの購入を証する書類 など

#### □ 農業経営の複合化

ア. 令和5年11月13日時点で、土地利用型作物

の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的に経営を展開している。

【確認書類】 営農・栽培などの実態を証する書類 など

- イ. 令和2年4月1日から令和5年11月13日までに、経営面積または農産物売上高の3割以上の品目転換を行った、または令和7年度までに行う。

【確認書類】 決算書、品目転換を確認できる書類・図面または売上明細書 など

#### □ 経営管理の高度化

- ア. 令和5年11月13日時点で、農業経営の法人化をしている、または令和7年度までに法人化する。

【確認書類】 法人登記簿、法人化計画書 など

- イ. 令和5年11月13日時点で、GLOBALG.A.P.またはASIAGAPの認証を取得している。

【確認書類】 認証を証する書類 など

- ウ. 令和5年11月13日時点で、青色申告を行っている、または令和7年度までに行う。

【確認資料】 青色申告を証する書類 など

- エ. 令和5年11月13日時点で、農業版BCP(事業継続計画)を策定している。

【確認書類】 農業版BCP(事業継続計画) など

- オ. 令和5年11月13日時点で、労働時間、休憩及び日について他産業と同等の労働環境を整備している。

【確認書類】 就業規則 など

#### □ 環境配慮の取組

次のア・イいずれかに該当する取組み

- ア. 令和5年11月13日時点で、化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減または化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている、または令和7年度までに行う。

- イ. 令和5年11月13日時点で、環境負荷低減事業活動実施計画もしくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている、または令和7年度までに受ける。

【確認資料】 施設整備計画書、削減計画書 など

#### □ 農作業の共同化(「市町村が認める者」のみ)

令和5年11月13日時点で、自らの経営にかかる農作業について、他の農業者と共同して行っている、または令和7年度までに行う。

【確認資料】 作業日誌、営農計画(農作業共同化計画書) など

#### □ 労働時間の縮減

令和7年度までに、省力化技術の導入、栽培・管理技術の改善、作業の効率化などにより、農作業の一部または全部の労働時間の削減に取り組む。

【確認資料】 作業日報、営農計画書(農作業時間削減計画書)

#### □ 輸出の取組み

令和5年11月13日時点で、農産物の輸出を行っている、または令和7年度までに行う。(いずれも他者との連携による取組みを含む)

【確認資料】 輸出を証する書類(輸出証明書、出荷伝票等)、他者との連携を証する書類(契約書、依頼書、協定書等)、認定を受けた輸出事業計画、売上高を証する書類 など

#### □ 新規就農

平成31年4月1日から令和6年3月31日までに就農した(する)認定就農者である。

【確認書類】 認定就農計画書、就農時期を証する書類 など

#### □ 農業者の育成

令和4年11月8日から令和5年11月13日の間に、就農に向けて必要な技術などを習得できる期間、農業研修生を受け入れた。(国内で農業を生業とする予定の者の受け入れに限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く)

【確認書類】 認定就農計画書、就農時期を証する書類 など

#### □ 女性の取組み

次のア・イいずれかに該当する取組み

- ア. 女性農業者(自らが経営を行っているまたは部門間で区分経理を行っている場合に当該

部門の責任者である者に限る)

イ. 代表者が女性であるまたは役員もしくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織

ウ. 法人または任意組織であって、部門間で区分経理を行っており、助成が当該部門の責任者

【**確認書類**】 履歴事項全部証明書、損益計算書(区分経理が分かる資料) など

#### □ **関係機関等によるサポート体制の構築**

本事業をはじめとする経営発展に向けた取り組みについて、農業協同組合・農業協同組合連合会、農業経営・就農支援センターなどの関係機関・支援機関のサポート体制が構築されている。

【**確認資料**】 サポート体制書、サポート計画書(サポート体制入り)

#### □ **中山間地域での取り組み(「市町村が認める者」のみ)**

本事業により導入した機械等を活用する農地等の概ね8割が中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第4の対象地域であり、かつ同要領第4の対象農用地が存在する地域内の農地である。

【**確認書類**】 営農計画書、作業日報 など

### **優先枠**

#### ■ **省力化農業転換優先枠**

スマート農業機械等省力化技術の導入により将来の労働力不足に対応する取り組みを支援します。

#### ■ **みどり農業推進優先枠**

みどりの食料システム法の認定計画や化石燃料・化学肥料の使用量の低減を図る取組を支援します。

※それぞれの優先枠で、対象となる機械が厳密に定められています。

### **申込方法**

まずはお電話にて市農林課までご連絡ください。お電話でのヒアリングにより本交付金の申請要件

に該当すると判断された方は、日程調整をさせていただきますので、次の必要書類を持参の上、市農林課窓口までお越しください。

■ 本交付金を活用し導入する意向がある機械などの見積書とカタログ(ハウスなどの場合は設計図など、仕様が分かる資料)

■ 設定する成果目標の現状値が確認できる【**確認書類**】

■ 消費税の申告をしている方は、「本則(一般)申告」か「簡易申告」かが判別できる書類

また、農林課窓口にお越しの際に、次の点についても聞き取りを行います。要望時点での見込みでも構いませんので、ご一考ください。

■ 加入予定の園芸作物共済、農機具共済などの「加入保険名称」「加入時期」「加入期間」

■ 導入する機械のICTベンダーなどへのデータ提供の予定の有無

■ 導入する機械がトラクター、コンバイン、田植機の場合は位置情報・作業時間に関するデータを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できる環境を整備しているまたは整備する見込みの有無

■ 活用予定の融資の「金融機関名」「融資名」「融資金額」「償還年数」「借入予定年月日」

### **書類提出期限**

**令和5年12月4日(月)**

※市から県最上総合支庁への調書の提出期限が12月7日(金)である関係上、大変急を要する期限設定となり申し訳ございません。

### **その他**

今回の要望調査は、政府の令和5年度補正予算(案)の成立を前提として実施するものです。今後示される「担い手確保・経営強化支援事業の概要」などにより、要望内容に所要の修正が必要になる場合もありますので、ご承知おきください。

# 令和5年の異常気象被害対策資金が 発動されました

「令和5年3月29日からの降霜」「同年夏季の高温少雨」「同年10月6日の強風および降雹」のいずれかで農作物の減収などの被害を受けた農業者に対し、再生産および経営の維持安定のために必要な資金を融資することで、農業者の生産活動の維持を図ります。

## 1. 資金の概要

資金名	山形県農林漁業天災対策資金
対象災害	<ul style="list-style-type: none"><li>令和5年3月29日からの降霜</li><li>令和5年夏季の高温少雨</li><li>令和5年10月6日の強風および降雹</li></ul>
貸付対象者	○被害農業者 農業を主な業務とする者(年間総所得の5割以上を農業所得に依存している者)で、次のいずれかの被害がある旨の市町村長の認定を受けた者 ①農作物などの減収量が30%以上、かつ、減収による損失額が平年農業等総収入の10%以上 ②果樹等の樹体被害による損失額が被害時価額の30%以上
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>種苗、肥料、薬剤の購入費などの運転資金</li><li>ビニールハウスなどの簡易な施設の復旧費用</li></ul> ※詳しくは、次のページをご覧ください。
貸付限度額	○果樹栽培者(果樹収入が5割以上) 500万円(法人2500万円)または損失額の55%のいずれか低い額 ○一般農業者(果樹収入が5割未満) 200万円(法人2000万円)または損失額の45%のいずれか低い額
償還期限	被害程度に応じ3年～6年以内(据置期間なし)
貸付利率	0.90%以内 ※融資機関の利子負担により貸付利率の無利子化または低利子化の場合あり
貸付期間	令和5年11月7日～令和6年3月31日
融資枠	2億円

## 2. 利子補給

- 基準金利 2.35%のうち、県と市が 1.45%を負担し、実質的な貸付利子は 0.90%になります。
- 県と市による利子負担のほか、融資機関が独自に引き下げを行う場合は、さらに低利での利用が可能となる場合があります。

### 3.主な使い道

資金の使い道	利用の可否 〔○:可 ×:不可〕
①種苗、肥料、農薬などの購入費	○
②動力光熱費、出荷販売経費	○
③支払地代、水利費	○
④農作物共済等に係る共済掛金	○
⑤雇用労賃	○
⑥被害施設の撤去費用、廃材の処理費用	○
⑦パイプハウスなどの簡易施設の復旧のための資材購入費	○
⑧パイプハウスなどの簡易施設の復旧費(業者施工の場合)	×
⑨農地の災害復旧費、堆肥舎・畜舎・農作業小屋などの固定施設の復旧費	×
⑩貸付金交付前に支払済の営農経費	×
⑪災害により、再生産または復旧のために必要な経費をプロパー資金などの借入れで支払った場合の当該借入金の償還	○
⑫上記⑪以外の農業経営に係る既往債務の償還又は借換	×
⑬農業経営以外に係る既往債務の償還または借換	×
⑭住宅の復旧費	×
⑮農協の出資金・賦課金	×
⑯各種負担金	×
⑰各種積立金	×
⑱生活費	×

#### 4.借入申込から貸付実行までのフロー図



